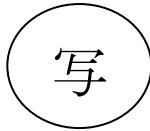


平成 22 年 度

豊島区健全化判断比率審査意見書

豊 島 区 監 査 委 員



23 豊監発第 114 号
平成 23 年 9 月 13 日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
同	鳴	川	智久
同	増	田	恵一
同	永	野	裕子

平成 22 年度豊島区健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づいて審査に付された、平成 22 年度豊島区健全化判断比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

目 次

健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1 頁
第2	審査の期間	1 頁
第3	審査の方法	1 頁
第4	審査の結果	1 頁
1.	健全化判断比率について	1 頁
2.	算定の基礎となる事項を記載した書類について	2 頁
3.	平成 22 年度豊島区健全化判断比率	2 頁
4.	是正改善を要する事項	2 頁
第5	健全化判断比率の状況及び意見	3 頁
1.	健全化判断比率の状況	3 頁
2.	意見	9 頁
	参考データ	10 頁

健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づいて、豊島区長より審査に付された次の健全化判断比率である。

- (1) 平成22年度実質赤字比率
- (2) 平成22年度連結実質赤字比率
- (3) 平成22年度実質公債費比率
- (4) 平成22年度将来負担比率

(関係書類)

- (1) 平成22年度決算健全化判断比率等算定様式
- (2) 平成22年度決算算定基礎資料

第2 審査の期間

平成23年8月2日から平成23年8月19日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率審査は、区長から提出された平成22年度決算健全化判断比率等算定様式及び同年度決算算定基礎資料について、記載された健全化判断比率が関係法令等の規定に基づき適正に算定されているか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が各会計歳入歳出決算書及び統計数値等に基づき適正に作成されているかを主眼として実施した。

この健全化判断比率審査にあたっては、健全化判断比率の算定の検証及び算定基礎資料の内容確認並びに関係部課から事情聴取等、必要な審査手続きをもって実施した。

第4 審査の結果

1. 健全化判断比率について

審査に付された平成22年度豊島区健全化判断比率については、関係書類である平成22年度決算健全化判断比率等算定様式及び同年度決算算定基礎資料を照合した結果、表示された計数に誤りがなく、かつ健全化判断比率が関係法令等に基づき適正に算定されていることが認められた。

また、様式について、関係法令等に準拠し、適正に作成されていることを確認した。

2. 算定の基礎となる事項を記載した書類について

平成22年度決算健全化判断比率等算定基礎資料については、各会計歳入歳出決算書及び統計数値等の関係書類等により、適正に作成されていることが認められた。

3. 平成22年度豊島区健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成22年度	平成21年度 (参考)	平成20年度 (参考)	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.0
②連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	35.0
③実質公債費比率	5.2	7.1	8.4	25.0	35.0
④将来負担比率	—	—	—	350.0	

注1) ①②は実質収支が黒字のため、また④は将来負担比率がマイナスのため、「—」と表記した。

注2) 早期健全化基準及び財政再生基準は法令の定めによる。

4. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

第5 健全化判断比率の状況及び意見

1. 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

一般会計等（従前居住者対策会計を含む）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、資金不足の大きさを示す指標である。

[計算方法]

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B} \times 100 = \frac{-1,507,259}{64,813,546} \times 100 = -2.32\%$$

(%)
〈千円〉

A＝一般会計等の実質赤字額（一般会計＋従前居住者対策会計）

B＝標準財政規模（標準税収入額＋臨時財政対策債発行可能額）

※ 実質収支が黒字である場合、実質赤字比率(%)は負の値で表示される。

※ Aのうち、一般会計の実質赤字額は－1,507,258千円、従前居住者対策会計の実質赤字額は－1千円であり、一般会計等の実質赤字額の総額は－1,507,259千円となる。

※ Bのうち、標準税収入額は58,731,034千円、臨時財政対策債発行可能額は6,082,512千円であり、標準財政規模は64,813,546千円となる。

平成21年度比率と比較すると、マイナス幅が1.68ポイント縮小したが、この主な理由は、平成22年度決算における一般会計等の実質収支額が、前年度に比べ約12億552万円(44.4%)の減となったことによる。

早期健全化基準の11.25%と比較すると、これを大幅に下回っており、適正な水準である。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等に、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計及び老人保健医療会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を含めた資金不足の大きさを示す指標である。

[計算方法]

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{A}}{\text{B}} \times 100 = \frac{-2,640,640}{64,813,546} \times 100 = -4.07\% \quad (\%)$$

(千円)

A = 全会計の実質赤字額

B = 標準財政規模（標準税収入額＋臨時財政対策債発行可能額）

※ 実質収支が黒字である場合、実質赤字比率(%)は負の値で表示される。

※ Aのうち、各会計の実質赤字額は、一般会計が－1,507,258千円、従前居住者対策会計が－1千円、国民健康保険事業会計が－582,843千円、介護保険事業会計が－276,594千円、後期高齢者医療事業会計が－272,396千円、老人保健医療会計が－1,548千円であり、全会計の実質赤字額の総額は－2,640,640千円となる。

平成21年度比率と比較すると、マイナス幅が1.92ポイント縮小したが、この主な理由は、平成22年度決算における全会計を合計した実質収支額が、前年度に比べ約14億1,873万円(34.9%)の減となったことによる。

早期健全化基準の16.25%と比較すると、これを大幅に下回っており、適正な水準である。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が高いほど財政運営が厳しいことを示す指標である。

比率は、3か年平均（平成22年度決算では、平成20年度、平成21年度及び平成22年度の平均比率）の数値である。

[計算方法]

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100 \\ (\%) & \quad \text{〈千円〉} \\ \hline \text{20年度比率} &= \frac{(6,314,846+2,190,003) - (0+4,263,616)}{68,805,563-4,263,616} \times 100 \\ &= 6.57\% \\ \hline \text{21年度比率} &= \frac{(5,939,612+1,824,728) - (0+4,437,104)}{67,658,974-4,437,104} \times 100 \\ &= 5.26\% \\ \hline \text{22年度比率} &= \frac{(5,380,319+1,722,097) - (0+4,715,135)}{64,813,546-4,715,135} \times 100 \\ &= 3.97\% \\ \hline \text{3か年の平均比率} &= \frac{(6.57 + 5.26 + 3.97) \div 3}{=} \\ &= 5.2\% \end{aligned}$$

A = 地方債の元利償還金

B = 準元利償還金（満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの＋一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金＋公債費に準ずる債務負担行為に係るもの）

C = 特定財源

D = 算入公債費等の額（実質公債費比率の算定における額として総務大臣が定める額）

E = 標準財政規模（標準税収入額＋臨時財政対策債発行可能額）

平成21年度決算における比率と比較すると1.9ポイントの減となり、数値は改善している。

この主な理由としては、地方債の元利償還金（A）の額が、平成18年度から表1のとおり減少傾向にあり、特に平成22年度は前年度に比べ過去3か年の合計金額で約8億8,771万円の大規模な減となっていること。また土地開発公社に対する用地買収費分割償還金の繰上償還（Bの一部）などの措置により、公債費に準ずる債務負担行為に係るものが平成18年度から表2のとおり着実に減ってきていることによる。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、19.8ポイント下回っており、適正な水準の範囲内にある。

表1 地方債の元利償還金（単位：千円）

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	3か年合計	増減
20	6,306,129	6,268,035	6,314,846			18,889,010	
21		6,268,035	6,314,846	5,939,612		18,522,493	-366,517
22			6,314,846	5,939,612	5,380,319	17,634,777	-887,716

表2 公債費に準ずる債務負担行為（単位：千円）

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	3か年合計	増減
20	2,344,188	2,895,816	1,657,370			6,897,374	
21		2,895,816	1,657,370	1,258,893		5,812,079	-1,085,295
22			1,657,370	1,258,893	1,156,604	4,072,867	-1,739,212

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することとなる地方債の残高や損失補償等を付した地方公社、第三セクターなどの負債、全職員を対象とした退職手当見込額など将来見込まれる実質的な財政負担の程度を示すものである。

この数値が高いほど、将来の財政運営に問題が生じる可能性が高くなることを示す指標である。

[計算方法]

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{(A - B)}{(C - D)} \times 100 = \frac{(57,623,144 - 90,235,841)}{(64,813,546 - 4,715,135)} \times 100 \\ (\%) & \qquad \qquad \qquad \langle \text{千円} \rangle \\ &= -54.2\% \end{aligned}$$

A = 将来負担額（地方債の現在高＋債務負担行為に基づく支出予定額＋組合等負担等見込額＋退職手当負担見込額）

B = 充当可能財源等（充当可能基金＋充当可能特定歳入＋基準財政需要額算入見込額）

C = 標準財政規模（標準税収入額＋臨時財政対策債発行可能額）

D = 算入公債費等の額

※ 基準財政需要額算入見込額及び算入公債費等の額は、将来負担比率の算定における額として総務大臣が定める額である。

※ Aのうち、地方債の現在高 33,350,018 千円、債務負担行為に基づく支出予定額 1,520,277 千円、組合等負担等見込額 1,484,173 千円、退職手当負担見込額 21,268,676 千円であり、将来負担額の総額は 57,623,144 千円である。

※ Bのうち、充当可能基金 21,414,679 千円、充当可能特定歳入 13,601 千円、基準財政需要額算入見込額 68,807,561 千円であり、充当可能財源等の総額は、90,235,841 千円である。

マイナス表示は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことを示す。

平成 21 年度比率と比較するとマイナス 19.5 ポイントとなり、大幅な数値の改善となった。

この主な理由は、将来負担額（A）のうち地方債の現在高が、前年

度に比べ約 37 億 1,347 万円(10.0%)の減、債務負担行為に基づく支出
予定額が、前年度に比べ約 47 億 3,460 万円(75.7%)の減(うち土地開
発公社の負債額は約 45 億 423 万円の減)などにより、全体で大幅な減
となる一方、充当可能財源等(Ｂ)が、約 17 億 9,101 万円(2.0%)増
加したことによるものである。

早期健全化基準の 350.0%と比較しても、これを大幅に下回ってお
り、適正な水準の範囲内にある。

2. 意見

平成19年度に健全化判断比率審査が始まって以来、本区の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、平成20年度から平成22年度まで3年にわたり一貫して数値は悪化している。

この悪化要因は、平成19年度末で約125億6,600万円あった土地開発公社のいわゆる隠れ借金を平成20年度から3か年で全額償還したことによるものであり、このうち繰上償還分は約103億2,800万円に上った。繰上償還分は主に財政調整基金の取り崩しや一般財源の充当により賄われ、その分実質赤字比率及び連結実質赤字比率の悪化につながったものであり、仮に繰上償還がなければ相当に両指標は改善することが試算できる。

一方、実質公債費比率及び将来負担比率は着実に数値の改善が図られていることから、本区の財政運営は健全に推移していると言えることができる。

しかしながら、23区の財政健全化指標の推移と比較すると、各区とも相対的に健全化が図られていることから、本区は依然として低位に位置し、厳しい状況にあることは否めない。

混迷する国際経済情勢や東日本大震災の影響による景気の減速により、区を取り巻く財政環境は一層厳しくなることが想定される。健全化判断比率のさらなる改善を図るためには、これまで以上に慎重かつ着実な財政運営が求められる。

そのため今後、こうした社会経済情勢の動向を注視しつつ、特別区税等や独自財源など歳入の確保に努めるとともに、投資的経費及び起債の発行を抑制し、公債費の計画的な低減を進め、また将来の備えとなる財政調整基金等の積立てを推進していくことが不可欠である。

今後とも、強固な財政基盤の実現に向けて、行財政改革のより一層の推進に尽力されるよう要望する。

〈参考データ〉

豊島区健全化判断比率の推移

(単位:%)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
--	----------	----------	----------	----------

① 実質赤字比率

比 率	△4.66	△4.41	△4.00	△2.32
増減率	-	0.25	0.41	1.68

② 連結実質赤字比率

比 率	△9.11	△8.68	△5.99	△4.07
増減率	-	0.43	2.69	1.92

③ 実質公債費比率

比 率	10.0	8.4	7.1	5.2
増減率	-	△1.6	△1.3	△1.9

④ 将来負担比率

比 率	8.9	△12.3	△34.7	△54.2
増減率	-	△21.2	△22.4	△19.5